

<p>国名</p>	<p>スウェーデン</p>
<p>公的年金の体系</p> <p>保険料財源</p> <p>税財源</p>	
<p>被保険者</p> <p>(◎強制△任意×非加入)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定額（物価基礎額の42.3%）以上の所得のある者は強制加入 ・◎被用者，自営業者 ・×無職
<p>保険料率</p>	<p>18.5%（事業主10.21%，被保険者7%。18.5%は本人拠出控除後の所得に対する率（＝17.21%÷93%）。18.5%のうち16.0%はNDC，2.5%はFDCに拠出）。なお，遺族給付，障害給付等については，別途の保険料が定められている。</p>
<p>支給開始年齢</p>	<p>61歳以降本人が選択（保証年金は65歳から）</p>
<p>基本受給額</p>	<p>参考：年次報告によれば，2016年12月現在65歳以上の年金受給者の平均年金額（保証年金を含む）は，男子13,400SEK（174,200円※），女子10,300SEK（133,900円※）である。最終所得に対する代替率は，受給開始年齢が65歳のままの場合，基本シナリオによると1951年生まれのコーホートで48%，2016年生まれで38%と推定されている。※13円/SEKで換算。</p>
<p>給付の構造</p>	<p>所得比例：固定された保険料率による元利合計にもとづく給付（掛金リンク型）。概念上の拠出建て（NDC）と純粋な拠出建て（FDC）の二階建てに保証年金を付加。ただし，遺族給付，障害給付は別制度となっている。</p>
<p>所得再分配</p>	<p>なし（税財源による保証年金に集中）</p>
<p>公的年金の財政方式</p>	<p>概念上の拠出建て（社会保険方式・賦課方式）＋純粋な拠出建て制度（社会保険方式・積立方式）</p>
<p>国庫負担</p>	<p>保証年金を負担</p>
<p>年金制度における最低保障</p>	<p>税財源による保証年金</p>
<p>無年金者への措置</p>	<p>無・低年金者を対象とする居住要件にもとづく保証年金を提供</p>
<p>公的年金と私的年金</p>	<p>所得基礎額の7.5倍までの所得については，主に公的年金が対応。これを上回る所得については，別途全国的な職域年金（協約制度）がある。</p>
<p>国民への個人年金情報の提供</p>	<p>毎年，予想受取額を個人に通知（NDC＋FDC）。さらに，職域年金部分も合わせてWeb上で情報が提供される。</p>

スウェーデンの年金制度

小野正昭（みずほ信託銀行年金研究所主席研究員）

1. 制度の特色

スウェーデンの1998年改革（1999年実施）による新年金制度には、次のような特色がある。

- ・賦課方式で運営される仮想勘定（NDC）制度と、拠出建て年金である金融勘定（FDC）制度からなる、保険料の拠出実績と給付がリンクする2階建て構造を採用した。
- ・被保険者期間や所得水準が原因で給付水準が低い者のために、一般財源による居住要件にもとづく保証年金を設けた。
- ・保険料と給付のリンクに馴染まない遺族・障害等の給付は、別制度とした。
- ・賦課方式のNDC制度の財政を維持するために「自動均衡機能」という給付調整のメカニズムを組み込んだ。
- ・各被保険者に被保険者自身の年金情報を提供する。

2. 沿革

1913年に国民年金法にもとづく国民年金制度が確立されたが、年金額が低く、実質的意義は少なかった。インフレ対応が模索され、1946年に国民基礎年金制度が導入された。これと並行しながら1940年代中期から、現役時代の生活水準を維持するための、所得比例年金の導入がいくつか提案されていた。

1950年代に年金委員会が創設され、1955年には全市民が現役時代の平均年収の50%を老齢年金として保証されるような付加年金案が提出された。この付加年金をめぐる論争は政治的対立にまで発展したが、1955年には1998年改革前の付加年金制度が発足した。

1998年までの公的年金制度（旧制度）は、定額給付の国民基礎年金（AFP）と所得に応じた給付の国民付加年金（ATP）の2階建てであった。1980年代より旧制度の欠陥が指摘されており、制度改革は長期間にわたって検討された。1990年代に入って、保守・中道4党の連立政権の誕生とともに、年金ワークグループが設置され、「経済の一般的状況により即応した制度」、「拠出と給付のリンクの強化」、「長

期的貯蓄の促進」の三つの観点から本格的な検討が行われた。

1994年1月に保守・中道4党と社民党が合意する形（いわゆる5党間合意）で制度改革がまとまる。その後、政権交代等により若干の遅れが発生したが、新制度の施行は1999年1月とされた。政府は1998年4月に年金改革関連二法案を国会に提出し、法案は同年6月に可決された。新制度の最後の課題であった自動均衡機能に関しては、2001年5月に議会が採択している。改革の理念として、以下の3点があげられている。

- ・個人の拠出額を完全に反映した年金を受給すべきである
- ・年金の支払いは、固定された保険料率の範囲で保証されるべきである
- ・年金の給付水準は、就労期間40年、1994年時点の平均余命、対象給与の年間実質増加率が2%の場合に旧制度と同じになる

後述の自動均衡機能の発動の基準となる貸借比率が2008年に1を下回った結果、2010年から年金額の調整が始まった。年金の給付水準低下を補うために、2010年度から年金受給者向け減税（基礎控除の増額）が実施されている。

3. 制度体系の概要

(1) 対象者、制度体系

2018年度における物価基礎額と所得基礎額は、それぞれ年間45,500SEKと62,500SEKである。公的年金への拠出は、年間で物価基礎額の42.3%以上の収入がある者が対象となる。拠出対象者には、被用者／自営業者、公務員／民間被用者の区別はない。保険料および給付の対象となる所得の上限は、所得基礎額を基準として、その7.5倍（2018年度は468,750SEK）と定められている。

なお、公的年金とは別にスウェーデン企業連盟（SAF）と、スウェーデン労働組合同盟（LO：ブルーカラー労働者）、PTK（ホワイトカラー労働者の同盟）のような中央組織の間で締結された団体協約にもとづく職域年金制度（SAF-LOおよびITP）があり、中央組織に加盟する職域には実質的に強制適用されている。

4. 給付算定方式、スライド方式

以下ではまず、公的年金の老齢給付に関して説明する。遺族・障害等の制度は、財政上は別建てとなっている。

(1) 勘定の管理

被保険者には、NDC、FDCの両方の勘定が提供され、18.5%の保険料のうち16.0%がNDCに、2.5%がFDCにクレジットされる。勘定には利息が付くが、NDCの場合は平均対象給与の上昇率を利率として、FDCの場合には実際の投資対象資産の運用収益が付加される。両制度とも、死亡した被保険者の勘定残高は、同じ生年の生存する被保険者に分配される。一方、制度の管理費用は、勘定から控除される。FDCは、政府機関である年金庁の管理の下、民間運用機関が提供するファンド（2016年末時点で109の運用機関による844のファンド）、またはファンドを選択しなかった者のために政府が提供するデフォルトファンド（AP7）にて運用される。このファンドは、生年コーホートにもとづく世代ファンドの特徴を有している。個人は最高5ファンドまで選択可能であり、ファンド間の乗り換えは無制限である。なお、FDCの保険料は配偶者に移転させることができるが、その場合は6%減額される。

(2) 年金の支給

NDCもFDCも引退の際に保有する勘定残高を年金に変換する。

NDCでは、勘定からの引き出しは残高の25、50、75または100%に対して61歳から可能であり、年齢の上限はない。なお、労働者には67歳まで就労する権利が保障されており、67歳以降の就労は事業主との合意が前提となる。

年金支給にあたり仮想勘定を年金除数で割ることにより、年金額を算出する。年金除数は引退時の平均余命を反映したものであり、男女共通である。引退時点における生命表の死亡率をもとに変換されるため、死亡率が低下する後の世代ほど同じ勘定残高で受給できる年金額は低下する仕組みになっている。さらに、年金除数は年1.6%の利子率を考慮している。年金は平均賃金の上昇率に連動して改訂されること

を基本としつつも、上昇率のうち1.6%を「先取り」しているため、支給開始後の年金額は「対象給与の増加率-1.6%」で改定される。なお、自動均衡機能が発動した場合には、改定率はさらに低下する。

FDCに関しては、保険者としての年金庁が提供する伝統的有配当年金保険を購入するか、引き続きファンドで運用し、その増減に応じて一定の基準で毎年算出される年金を受給することになる。また、配偶者との連生年金とすることも可能である。

(3) 保証年金

生涯に亘って所得が低い者や保険料拠出期間の短い者は勘定残高も少ないため、年金額が低くなる。これらの者のために、保証年金が用意されている。保証年金は、物価を基準として定められているため、所得と物価との格差が広がると、相対的に低下していく。

保証額は、単身世帯の場合、年金額が物価基礎額の1.26倍までは物価基礎額の2.13倍を保証する。つまり、保証額は物価基礎額の2.13倍と年金額との差額になる。年金が1.26倍を超えると、保証額は年金の増加額の48%相当が減額され、年金額が物価基礎額の3.07倍となったところでゼロとなる。夫婦世帯の場合、それぞれ1.26倍→1.14倍、2.13倍→1.90倍、3.07倍→2.72倍に読み替えられる。保証年金は65歳から支給され、25歳以降の居住期間（EU/EEA域内もカウント）が40年の場合に満額となる。

(4) 経過措置

新年金制度は、1938年生まれの者から段階的に移行する。1938年生まれの者が、旧制度16/20、新制度4/20の割合の給付となり、以降1年毎に1/20ずつ新制度にシフトし、1954年生まれ以降は全面的に新制度が適用される。なお、支給開始後のスライドに関しては旧制度部分も、新基準が適用される。

(5) 遺族給付

65歳未満の配偶者が18歳未満の子を扶養する場合、12か月間の遺族年金（就業調整給付）が支給される。18歳未満の子を扶養する場合はさらに12か月、子が12歳未満の場合には12歳になるまで、支給期間は延長される。給付額は、死亡した被保険者が65歳まで

加入したものとして計算される老齢給付の55%である。前記の保証年金と同様の保証も付される。

遺児に対しては、18歳（学生の場合には20歳）に到達するまで、遺児年金が支給される。12歳未満の場合、親の老齢年金の35%、2人目以降は25%であり合計額が等分される。12歳以上の場合は35%→30%、25%→20%となる。ただし、合計で100%を超えない。保証年金も同様に付される。

(6) 障害給付

障害給付は、疾病手当・疾病給付と組み合わせて設計されており、機能補償給付の形態をとる。30歳未満の者が疾病により1年以上の機能損傷（最低25%）が見込まれる場合、および30歳以上64歳以下の者が恒久的に機能損傷した場合に支給される。満額の給付は、想定報酬（報酬が高い3年間の平均額（物価基礎額の7.5倍が上限））の64%である。保証年金類似の保証も付されている。

5. 負担、財源

公的年金の老齢給付部分の保険料は18.5%に固定されているが、一般被用者の場合、事業主負担が10.21%、本人負担が7%である。なお、本人負担分は2006年以降、本人の所得税から全額税額控除されることとなった。18.5%という保険料率は、本人拠出控除後の所得に対する割合（ $=17.21\% \div 93\%$ ）である。また、事業主負担は所得基礎額の7.5倍を上回る部分にも賦課される（この部分は国の税収となる）。前述のとおり、18.5%の保険料は、16.0%をNDC制度の勘定にクレジットし、2.5%をFDC制度に払い込む。

NDC制度は、上記の保険料およびバッファー基金を給付の財源とする。FDC制度は、上記保険料による純粋な拠出建て制度である。保証年金は、一般財源で賄われる。

事業主の負担は支払った賃金に対して賦課され、老齢給付の10.21%に加え、健康保険に4.35%、育児保険に2.60%、遺族年金に0.70%、労災保険に0.20%、雇用保険に2.64%、一般雇用税が10.72%であり、合計すると31.42%となる（ただし、65歳以上80歳未満の場合は16.36%、80歳以上の場合は6.15%）。

6. 財政方式、積立金の管理運用

NDC制度は、バッファー基金をもつ賦課方式で運営されている。保険料が固定されているため、財政上の不足が発生すると給付額が調整される自動均衡機能が組み込まれている。FDC制度は拠出建て制度である。

(1) バッファー基金

NDC制度におけるバッファー基金は、旧制度から引き継がれた第1～4および第6国家年金基金（AP1～4、AP6）で、いずれも市場運用されている。2016年末の時価残高は1.321兆SEKであり、約64%にあたる0.849兆SEKが国内外の株式に投資されている。

(2) 自動均衡機能

自動均衡機能は、賦課方式における財政検証にもとづき、資産と債務とのバランスが保たれるように、バランスシートに不足が発生した場合、給付を調整する仕組みである。貸借比率（ $=\text{資産} / \text{債務}$ ）は、2008年度に初めて1.0を下回り、自動均衡機能が発動する事態となった。その際、年金額の大幅な変動を防止するため、積立金の評価を評価時点の公正価値から直近3年分の公正価値の平均値とする平滑化を導入した。2015年には、調整が適時かつ過度の変動を伴わずに適用されるため、再度改定が行われた。バッファー基金の評価は公正価値に戻されるとともに、保険料資産の算出に用いられる保険料の実績や滞留期間の計算に組み込まれていた平滑化の要素が排除された。代わりに、調整に用いる比率を従来の貸借比率から緩衝貸借比率（1と貸借比率との1/3の按分値）に変更した。新貸借比率は、2017年より適用された。

2016年末の状況は、次のとおりである。まず、債務（現役被保険者の新制度に対応する部分は勘定残高）は、8.714兆SEKである。一方、資産側としては、前述のバッファー基金の評価額1.321兆SEKのほかに、「保険料資産」という仮定の資産7.737兆SEKを認識する。これは、その年の保険料（NDC部分）に、滞留期間を乗じたものである。滞留期間とは保険料の拠出から給付の受給までの平均回収期間をい

う。保険料資産は、年金数理でいう定常状態（制度が成熟化し人口構造が安定的である状態）における年金債務に等しくなることが確認できる。以上により、「資産」の合計は、9.058兆SEKとなる。

この結果、貸借比率は1.0395、緩衝貸借比率は1.0132となる。自動均衡機能の発動による年金額の調整は、決算年度の翌々年度に発動する。この結果が反映される2018年は、自動均衡機能の発動が終了する。

自動均衡機能とは、賃金総額とGDPとが安定的な関係を保っていることを前提とすれば、年金制度の規模（経済学者のいう「積立不足」）をGDPに対して安定的に運営するための機能ともいえる。

7. 制度の企画、運営体制

NDC制度に関しては、2004年までは分離した組織である国家社会保険委員会（RFV）により管理されていたが、2005年からスウェーデン社会保障庁に統合されている。FDC制度は、年金保険機構（PPM）によって管理されていたが、2010年1月より社会保障庁から年金庁が分離した際に、NDC制度とともに年金庁に統合された。保険料の徴収は納税と一体化されており、そのために各勘定へのクレジット額が正式に確定するのは、拠出の翌々事業年度となる。積立金の運用に関しては、各バッファー基金（NDC制度のためのAP1～4およびAP6、FDC制度におけるデフォルトファンドであるAP7）が組織として分離されている。

8. 最近の動向、課題

年金制度に関する情報提供については、オレンジ・エンベロープが有名であるが、現在では職域年金である協約年金の情報と合わせて、Web上でも閲覧可能となっている。

2017年12月に与野党6党から構成される年金ワーキンググループは、年金支給開始年齢の引上げなどの年金制度改革で合意した。今後、合意内容を踏まえ、政府案の作成、議会での法案審議等が進められる見込みである。主な合意内容は次のとおりである。

(1) 年金の開始年齢の引上げ

所得比例年金及びプレミアム年金の受給開始の下

限年齢（現状61歳）を2020年に62歳、2023年に63歳、2026年に64歳に引き上げる。また、保証年金の支給開始年齢（現状65歳）を2023年に66歳に引き上げ、その後も平均余命の伸びに応じて引き上げる。また、次項の職域年金についても、今後支給開始年齢引上げを検討する。

(2) 雇用保障年齢の引上げ

雇用保障年齢（現状67歳）を2020年に68歳、2023年に69歳に引き上げる。

なお、2018年4月、日本との間の社会保障協定が実質合意に至った。

9. 職域年金

スウェーデンの職域年金はスウェーデン企業連盟（SAF）と労働組合の中央組織との協約によっており、主なものとして、ホワイトカラー労働者をカバーするPTKとの間の協約年金（ITP）、ブルーカラー労働者をカバーするスウェーデン労働組合同盟（LO）との間の協約年金（SAF-LO）があり、加盟企業に義務付けられている。協約は年金に限らず、各種社会保障給付について、主に所得基礎額の7.5倍を上回る所得に対する給付を規定し、社会保障制度の補完機能を担っているが、ここでは老齢年金に絞って解説する。

ITPは、2007年1月に給付建て制度から拠出建て制度に切り替えられた。1978年までに生まれた者については旧給付建て制度（ITP2）が適用され（原則として切替え時に協約締結中の企業）、主に公的年金の上限を超える給与を対象としている。満額の老齢年金は、所得基礎額の7.5倍までの部分に10%、7.5～20倍までの部分に65%、20～30倍の部分に32.5%の給付を提供する。さらに給与の2%を拠出する拠出建て制度（ITPK）がある。事業主は、生命保険会社の保険契約、または別途の信用保険制度による保護をつけた特別の引当金制度（FPG/PRI制度）のいずれかによってITP2の資金を提供し、年金契約を保護しなければならない。

1979年以降に生まれた者については、新拠出建て制度（ITP1）が適用される。新制度の保険料率は、労働者（25～原則64歳）の給与のうち所得基礎額の7.5倍までの部分に対して4.5%、これを上回る部分

に対して30%と設定され、労働者は統括機関である Collectumを通じて、保険会社および保険の形態（伝統的年金保険ないし変額年金保険）を選択できる。ただし、保険料の半分以上は伝統的年金保険を選択しなければならない。また、事業主は独自に引当金ないし年金基金を設定して運営することも可能であるが、その場合には信用保険へ加入しなければならない。年金は本人死亡の場合に遺族に給付することを選択できる。また、本人死亡の場合の家族給付を付加することもできるが、この場合の保険料は前記の引退給付の保険料の一部を振替える。

一方、SAF-LOは従来の給付建て制度（STP）が2000年1月に転換した拠出建て制度（25～64歳が拠出対象）である。当初の保険料率は低かったが、2012年からITP 1と一致した。ITP 1と同様であるが、労働者は統括機関であるForaを通じて、保険会社および保険の形態を選択できる。事業主による運営、遺族給付や家族給付を選択できることは、ITP 1と同様である。

10. 税制の概要

法人所得に課す税率は、2018年時点（以下同様）で22%である。消費税率は25%であるが、12%、6%、0%の軽減税率がある。また、相続税、贈与税は廃止されている。

事業主が負担した社会保険および協約制度の保険料は、課税所得から控除される。ただし、事業主が負担した協約制度の掛金には24.26%の給与税が課されるが、事業主の課税所得計算上は控除される。

私的年金の積立金に関しては運用収益の15%が課税（概算課税）されるが、通常の資産所得の税率は

30%であるため、優遇措置と考えられる。

個人所得課税は、勤労所得と資産所得の二元的所得税によっている。資本からの所得（配当、利子、キャピタルゲイン等）に国税（30%）が課され、その他の所得には国税および地方税（コミューン税とランスティング税）が課される。年金所得は、勤労所得に含められる。国税の所得税率は、455,300 SEKを超える課税勤労所得に20%、662,300SEKを超える課税勤労所得に25%である。地方税は、課税勤労所得に対して平均32%（地域によって異なる）が一律に課税される。

課税勤労所得の計算には基礎控除（人的控除）が適用される。控除額は所得の額に依存するが、最も高い収入区分で、65歳未満の場合は13,400SEK、65歳以上の場合には39,000SEKである。

.....

主な参考資料

- “Orange Report – Annual Report of the Swedish Pension System 2016”, Swedish Pension Agency, 2017年
- “Statutory and collective insurance schemes for the Swedish labour market 2018”, Finfa – part of the Confederation of Swedish Enterprise, 2018年2月
- “Indexering av pensionerna”, Pensions Myndigheten, 2018年1月1日
- “International Tax – Sweden Highlight 2018”, Deloitte, 2018年（税制に関しては、その他の監査法人のHPや Swedish Tax Agencyの情報をもとに、総合的に判断した）
- “海外の年金制度”, 厚生年金基金連合会, 1999年
- “2017年 海外情勢報告 特集「フランス、ドイツ、スウェーデン、英国における高齢者雇用対策」第3章 スウェーデン王国”, 厚生労働省, 2018年3月
- “スウェーデン公的年金の長期推計について”, 厚生労働省 数理課, 2017年3月